

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	工藤 千晶
学位授与の要件	学位規則第4条第1・2項該当		
論 文 題 目 ドイツの学校音楽教育における「芸術音楽」の位置づけに関する歴史的研究 －3つの改革にみる「芸術音楽」と Bildung 概念の関連－			
論文審査担当者			
主査	教 授	三村 真弓	
審査委員	教 授	古賀 一博	
審査委員	教 授	枝川 一也	
審査委員	准教授	伊藤 真	
審査委員	教 授	坂越 正樹 (広島文化学園大学)	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、19世紀後半から20世紀初頭のドイツでなされたクレッチュマーの改革、それに引き続いて進められたケステンベルクの改革、1960年代後半から70年代のカリキュラム改革における「芸術音楽」の位置づけの変容を、Bildung 概念を視点として明らかにしたものである。論文中では、まず Bildung 概念と結びつきながら「芸術音楽」が学校音楽教育における優位性を形成、確立した改革としてクレッチュマーの改革およびケステンベルクの改革が捉えられ、次に人間形成の原理が Bildung からコンピテンシーへと転換し「芸術音楽」の優位性に揺らぎが生じた改革としてカリキュラム改革が取り上げられている。</p> <p>本論文は、序章および第1章から第4章、結章で構成されている。</p> <p>序章では、研究の背景と目的、研究の方法、先行研究の検討が記されている。</p> <p>第1章では、社会史、文化史、教育史といった分野での先行研究をふまえ、Bildung 概念および「芸術音楽」の範疇について整理がなされた後、芸術教育会議（1905）と全国学校音楽週間（1921）の議事録を基に、Bildung 概念と「芸術音楽」の結びつきが示されている。</p> <p>第2章では、クレッチュマーの改革を対象とし、学校音楽教育において「芸術音楽」が Bildung 概念と結びつき、特に中等教育において「芸術音楽による人間形成」が強調されたことが示されている。第3章では、ケステンベルクの改革を対象とし、「芸術音楽」と Bildung 概念の結びつきによる「芸術音楽による人間形成」が徹底され、初等教育へも広がったことが明らかにされている。</p> <p>第2章と第3章で示されているのは、学校音楽教育で「芸術音楽」を扱う意義が、Bildung という人間形成の概念と結びつけられながら確立された過程である。筆者は、「芸術音楽」との対峙により、高尚な精神や魂が形成されるという主張が、当時の学校音楽教育で強調されていたことを示し、それを Bildung 概念と「芸術音楽」の結びつきとして捉えている。そして、Bildung 概念と結びついた「芸術音楽による人間形成」は、クレッチュマーの改革では「教養ある人々」を対象とするにとどまっていたのに対し、ケステンベルクの改革では「民衆」にもその門戸が広げられたことを明らかにしている。</p> <p>第4章では、カリキュラム改革を対象とし、「芸術音楽」と Bildung 概念の離反によって、</p>			

人間形成の視点からも「芸術音楽」に付与されていた学校音楽教育での特別な地位が失われたことが示されている。カリキュラム改革期は、Bildung からコンピテンシー志向の行動様式に基づくカリキュラムが提唱された時期にあたる。ここでは、ヴェーヌスやアルトの著書、および西ドイツ 11 州のカリキュラムの分析を通して、行動様式に基づくカリキュラムでは能力の獲得が重要となり、音楽作品の歴史性、文化性、芸術性へのアプローチは不可視化されたと説明されている。そして、カリキュラム改革期における変化として、「芸術音楽による人間形成」から「音楽による人間形成」への転換が生じたことを示している。

結章では、まず 3 つの改革を対象に、Bildung 概念を視点としてみる「芸術音楽」の位置づけの変容を整理した上で、「芸術音楽による人間形成」から「音楽による人間形成」への転換によって生じた課題を提示している。そこでは、音楽作品の質を問う原理がコンピテンシー志向の行動様式の観点からは明示できなくなったにもかかわらず、その重要性が無批判的に引き継がれていったことが指摘されている。この歴史的考察をふまえ、次に「音楽による人間形成」に関する現代的課題に言及している。そこで示されているのは、今日においても、人間形成の観点から音楽作品の質を問う原理が不在となっていること、そしてその原理としては、コンピテンシーではなく Bildung が着目され得るという結論である。

本論文は、以下の点において高く評価できる。

第 1 に、教材を史料に加え、ドイツにおける学校音楽教育の歴史的実態を実証したことである。本論文では、ベルリン国立図書館やベルリン教育史研究図書館での調査を経て収集された教科書など、稀少な史料が扱われており、それらの史料によって 20 世紀初頭のドイツの学校音楽教育の実態の研究を大きく進めた点に意義がある。

第 2 に、ドイツの学校音楽教育史上、重要な改革と捉えられる 3 つの改革の新たな特質を提示していることである。Bildung と「芸術音楽」の位置を軸として 3 つの改革を再考することで、音楽作品と人間形成の結びつきの観点からそれぞれの特徴が明示されており、この点に音楽教育史研究の進展が認められる。

第 3 に、音楽教育学的視点から、Bildung という人間形成に関わる原理を扱うことで、「芸術音楽による人間形成」から「音楽による人間形成」への転換を明らかにしたことである。従来、「音楽による人間形成」という言葉で一括されがちであったその内実を明示することを通して、人間形成の視点から音楽作品の質を問う原理が不在となっている現代的課題を導き出していることは、本論文独自のものと認められる。

第 4 に、Bildung 概念を視点とすることで、コンピテンシー志向のカリキュラムでは扱い難い音楽作品の質を特定したことである。Bildung に基づき、音楽作品の歴史性、芸術性、文化性といったものを扱う意義を、自己と自己を取り巻く世界との対話を通して「共有すべきもの」を問い続ける点に見出すという結論は、現代の学校音楽教育に示唆を与えるものである。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

令和元年 11 月 7 日